

税理士法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 財務大臣は、税理士であった者に対して、懲戒処分を受けるべきであったことについての決定に係る聴聞又は弁明の機会の付与について行政手続法に規定する通知を発した場合には、その旨を日本税理士会連合会に通知しなければならないこととする。(第 14 条の 4 関係)
- 2 税理士法人の業務の範囲に、次に掲げる業務を加えることとする。(第 21 条関係)
 - (1) 当事者その他関係人の依頼等により、後見人等に就き、他人の法律行為について代理等を行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務
 - (2) 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務
- 3 税理士試験受験願書の様式の注意事項について、税理士試験受験願書に添付すべき写真の大きさ以外の制限を不要とすることに伴う所要の整備を行うこととする。(第 2 号様式関係)
- 4 税務代理権限証書等の様式について、税務代理の対象となる書類の受領に関する事項を記載することができることとする等に伴う所要の整備を行うこととする。(第 8 号様式～第 10 号様式関係)
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 6 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則関係)